

令和元年 第5回水巻町議会 定例会 会議録

令和元年第5回水巻町議会定例会第2回継続会は、令和元年12月12日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	8番	船津 宰
2番	廣瀬 猛	9番	高橋 恵司
3番	津田敏文	10番	入江 弘
4番	大貝信昭	11番	住吉浩徳
5番	岡田選子	12番	松野俊子
6番	中山 恵	13番	久保田賢治
7番	古賀信行	14番	水ノ江晴敏

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 入 江 浩 二

係 長 ・ 藤 井 麻衣子

主 任 ・ 松 崎 淳

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	山 田 美 穂
副 町 長	吉 岡 正	福 祉 課 長	吉 田 奈 美
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	内 山 節 子
総 務 課 長	蔵 元 竜 治	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	増 田 浩 司	産 業 環 境 課 長	原 田 和 明
財 政 課 長	篠 村 潔	下 水 道 課 長	河 村 直 樹
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	中 西 豊 和
税 務 課 長	大 黒 秀 一	学 校 教 育 課 長	吉 田 功
住 民 課 長	手 嶋 圭 吾	生 涯 学 習 課 長	高 祖 睦
地 域 づ くり 課 長	服 部 達 也	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	山 田 浩 幸

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和元年 12 月 定例会 (第 5 回)

第 2 回継続会

本会議 会議録

令和元年 12 月 12 日

水 卷 町 議 会

令和元年 第 5 回水巻町議会 第 2 回継続会 会議録

令和元年 12 月 12 日

午前 10 時 00 分開議

議 長（白石雄二）

出席 14 名、定足数に達していますので、只今から令和元年第 5 回水巻町議会定例会第 2 回継続会を開きます。

日程第 1 一般質問について

議 長（白石雄二）

日程第 1、一般質問について。これより一般質問を行います。1 番、水清会。津田議員。

3 番（津田敏文）

水清会、3 番、津田敏文です。一般質問通告をいたします。

町有地の活用・売却状況について。

この件については平成 28 年 9 月に一般質問している事項ですが、その後について再度質問致します。

地方公共団体の財政が厳しい状況にあるなか、地方公共団体が所有する土地・建物の効率的な利用と不要な資産売却の要請が高まっています。人口減少問題に伴い、本町も例外ではなく今後、学校、公営施設等などの統廃合や移転による公有地の有効活用や売却の機会が増大してくると予想されています。

また、公有地の売却にあたっては、適正な競争により処分価格の最大化を目指し、財政健全化への貢献を図るという視点に加え、地域の貴重な財産としてまちづくり、地域環境の向上や保全、都市再生への貢献といった視点も重要であると考えます。

そこでお伺いします、

1 点目は、町有地を住宅用地などとして活用された事例はありますか、お尋ねします。

2 点目は、猪熊町営住宅の跡地売却について、その後どのように進んでいるのかをお伺いいたします。

続いて、水巻町における空地・空家について。

空き家対策特別措置法が平成 27 年 5 月に完全施行され、本町でも同年 10 月より調査を開始し、433 件が空き家と思われると報告を受けています。

また、水巻町空き家等対策計画をみると、売買又は賃貸物件にしたいというアンケート結果も出ており、その後 4 年が経過致します。

そこでお尋ねします。

1 点目は、その後町内の空き家の総物件数と、その中で売買もしくは賃貸物件になり得る物件がどの程度あるかなど調査されているのか、また今後の計画について伺います。

2 点目は、今後定住促進を促す為にも、不動産業者との連携も重要になってくると思いますが、

本町の現状について伺います。

3点目は、空き家対策特別措置法に基づき、問題のある空き家を特定空家等と定義した場合、どこの機関が空き家への立ち入り調査、指導、勧告、命令、行政代執行の措置をとるのか、本町での事例も含め伺います。

4点目は、空き家と同じく空き地に対しても対策等が必要になってくると思いますが、空地についての対策等をお伺いいたします。

続いて、男性職員育休の取得促進と年次有給休暇について。

男性公務員育休の取得促進について武田良太国家公務員制度担当相は11月1日の閣僚懇談会で、男性の国家公務員が育児休業を1か月以上取得するよう促す制度の構築を目指す考えを表明した。安部晋三首相は「国家公務員が率先して大胆な取り組みを行うことは、国全体の取得率向上を図る上でも重要だ」と早期の検討を指示した。2020年度からの実施を目指す。

関係者によると、長期間育休を取得しても業務に支障が出ないような職場の環境整備や、育休取得率を幹部の人事評価に直接結びつける案が柱となる。内閣人事局が検討を進める。この日公表した2018年度の男性国家公務員の育休取得率は、12.4%で過去最高だったが、女性職員(98.5%)とはまだ大きな開きがあった。また、配偶者の産前産後に与えられる特別休暇を5日以上取得した人の割合は、67.8%にとどまった。政府は具体的な方策を整備することで、育休と特別休暇を合わせ計1か月の取得ができるよう目指す。

武田氏は記者会見で、18年度に育児休業を新たに取得した男性の国家公務員の割合は12.4%だったと発表した。前年度より2.4ポイント増えて過去最高となった。

上記の通り、厚生労働省や朝日新聞等が令和元年11月1日のインターネットに掲載していたので、次の通りお尋ねします。

- (1) 水巻町での2018年度までの5年間に、育児休業を取得した男性職員の割合はどのようなですか。
- (2) 育児介護休業法の改正により、子が保育所等に入れない場合は最長2歳まで育児休業の再延長が可能になりましたが、本町職員でこの制度を利用する職員はいましたか。
- (3) 父母が同時に育児休業を取得する場合を対象に、「パパ・ママ育休プラス」制度が設けられています。こちらを利用する水巻町の職員はおられましたか。
- (4) 政府は2020年には、男性の育児休業取得率13%の達成を目指しており、男性の育児休業取得促進に取り組む企業に対しては助成金(両立支援等助成金)を整備するなど、男性の育児休業取得率向上に向けて対策を講じていますが、本町内に助成金を申請する企業はありますか、また、本町では、男性職員に対してどのような取り組みをしていますか。
- (5) 当町では、長期間育休を取得しても業務に支障が出ないような職場の環境整備や、育休取得率を人事評価に直接結びつける対策はどのようにお考えですか。

続いて、年次有給休暇についてお尋ねします。

- (1) 本町職員の年次有給休暇の制度についてのご説明をお願いします。
- (2) 労働基準法が改正され、平成31年4月より施行しましたが、職員の年次有給休暇の取得率はどのような状況ですか。
- (3) 年次有給休暇を土日・年末年始の休暇に「プラスワン休暇」して、連続休暇を実現しよ

うと政府は取り組んでいます。本町はどのような進み具合ですか。

(4) 政府の数値目標では、2020年（令和2年）までに年次有給休暇の取得率を70%にすることをされていますが、本町はどのような取り組みですか。

以上、お尋ねします。

次に、認知症の不明届け増加更新について。

2018年中に認知症か、その疑いが原因で行方不明になり警察に届け出があったのは前年比1千64人増の1万6千927人だったことが6月20日、警察庁のまとめで分かった。統計を開始した12年（9千607人）と比べ1.76倍になった。

12年以降、毎年増え、過去最多を更新している。平成30年中に所在確認できなかったのは197人だった。

団塊世代全員が75歳以上になる25年には認知症の高齢化が約700万人に達すると推計され、政府は6月18日、発症や進行を遅らせる「予防」に重点を置いた新たな大綱を決定した。行方不明が増えている実態を受け、早期発見に向けた対策強化も課題となる。

警察庁によると、17年以降に届け出があった行方不明も含め18年中に所在確認できたのは1万6千227人。発見までの期間は、届け出の受理当日が73.4%、1週間以内が99.4%に上った。2年以上も2人いた。ほかに行方不明中に事故に巻き込まれるなどして508人が死亡。届け出の取り下げなど「その他」が131人だった。

18年に認知症か、その疑いで行方不明になった人を都道府県警別でみると、大阪が最多の2千117人で、埼玉が1千782人、兵庫の1千585人と続いた。少なかったのは島根の34人や和歌山の38人など。福岡県は527人だった。

認知症以外も含め行方不明の総数は8万7千962人（男性64.1%、女性35.9%）で、この10年間で最多。年代別では20代が1万8千518人で最も多く、10代が1万6千418人、70代は1万人、80代以上は1万1千326人だった。

原因別では、認知症を含む「疾病関係」が最多の2万3千347人（26.5%）です。と西日本新聞令和元年6月20日夕刊にありました。

そこで、お尋ねします。

(1) 町内で、認知症と推定が確認できている人数は分かりますか。

(2) 多くの高齢者が発症する「認知症」。認知症状態になると、理解力や判断力が低下してそれまでできていたことができなくなったり、物忘れをしたりするようになります。家族が認知症になった場合、その変化をすぐに受け入れられず、「どう関われば良いかわからない」と悩む人も少なくないようですが、その家族にどのような指導していますか。

(3) 2025年に認知症の高齢者が約700万人に達すると推計され、政府は発症や進行を遅らせる「予防」を進めるとありますが、認知症の方に一番近くに家族、次に役場の職員がおられますが、どのような対応をお考えですか。

(4) 本町の近くで受け入れている認知症デイサービスや認知サポーターの説明をお願いします。

以上、質問致します。

続いて、家庭相談で自治体が一括対応 引きこもり、貧困、介護について。

厚生労働省の有識者会議は7月16日、引きこもりや貧困、介護といった家庭の問題について、市区町村の縦割りの対応を見直し、断ることなく一括して相談に応じる体制の整備に向けた中間報告をまとめた。年内にも具体的な内容を盛り込んだ最終報告を作成。厚労省は来年の通常国会に社会福祉法改正案を提出したい考えだ。引きこもりの子が50代、親が80代で困窮する「8050問題」では、社会参加や生活困窮が課題となるなど、家庭内で複数の問題を抱える事例が多い。だが自治体の窓口は介護、障害、生活困窮など課題ごとに分かれていることが多く、たらい回しにされて孤立するケースも出ている。

中間報告は「属性や課題に基づいた既存の制度の縦割りを再整理する新たな制度枠組みの創設を検討すべきだ」と強調。どんな相談も丸ごと断らずに受け付ける窓口を市区町村に整備し、関係機関が連携して解決を図るよう求めている。

2017年に改正した社会福祉法は、複合的な課題を解決できる包括的な支援体制づくりを自治体の努力義務として規定。20年をめどに包括支援体制を全国整備する方策を求めている。と日本経済新聞令和元年7月17日朝刊にありました。

- (1) 2017年に改正した社会福祉法は、解決できる包括的な支援体制づくりを自治体の努力義務として規定し、2020年をめどに全国整備する方策を求めています。当町の支援体制づくりはどのようなのですか。
- (2) どんな相談も丸ごと断らずに受け付ける窓口を市町村に整備し、関係機関が連携して解決を図るよう求めています。進み具合はどのようなのですか。
- (3) 引きこもり、貧困、介護などの家庭相談が一括で対応できれば相談者にとればありがたいと思いますが、それをこなせる人的などの余裕があるのか、どのようなのですか。

以上、質問致します。

議 長（白石雄二）

はい、町長。

町 長（美浦喜明）

はじめに、町有地の活用・売却状況についてのご質問にお答えします。

まず1点目の、町有地を住宅用地などとして活用された事例はありますか、とのお尋ねですが、平成28年9月議会での一般質問以降の町有地の売却実績といたしましては、平成29年度に古賀二丁目の物件と伊左座三丁目の物件、合わせて2件を住宅用地として売却しております。

また、今年度、頃末南三丁目地内の町有地について、公共事業代替地として活用できるよう整備を行なっております。現在、町で進めております頃末南地区都市再生整備事業において、事業協力者からの要望がありましたら、代替地として提供したいと考えております。

町有地は、町の貴重な財産でありますので、「総合計画」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」など町の施策に沿った形で今後も有効活用を進めていきたいと考えております。

次に2点目の、猪熊町営住宅の跡地売却について、その後どのように進んでいるのか、とのお尋ねですが、猪熊町営住宅跡地の売却につきましては、平成28年度、平成29年度の2度にわたって公募による売却を試みましたが応募がなく、その後、イオン水巻店撤退の影響により

売却に不利な状況となっていたことから、時期を見合わせておりました。

しかしながら、先日、イオン跡地に新たな商業施設「ライフガーデン水巻」が開業し、北部地区の賑わいや利便性も高まってきておりますので、令和2年度の売却に向け、手法や条件などの検討を進めていきたいと考えております。

売却のスケジュールや方針など具体的な内容がお示しできる段階になりましたら、議会へご報告させていただきます。

次に、水巻町における空地・空家について、のご質問にお答えします。

まず1点目の、その後町内の空き家の総物件数と、その中で売買もしくは賃貸物件になり得る物件がどの程度あるのかなど調査されているのか、また今後の計画について伺います、とのお尋ねですが、ご質問にありますように、平成27年度に、町内全域にある戸建住宅を対象とした「空き家実態調査」を行なっておりますが、その結果、町内の空き家と思われる件数は433件となっております。

また、その後の空き家物件数の推移でございますが、平成27年度に実施したような実態調査等は行なっておりませんが、町に寄せられた苦情や相談を受け、担当職員による現地調査で新たに把握した空き家の件数は14件、解体等により空き家状態が解消された物件は11件で、現在把握している総物件数は、436件となっております。

また、平成27年度の実態調査では、本町への移住・定住希望者の受け入れ先として、空き家等をどの程度利用できるのか、その可能性を探ることを目的とし、売却・賃貸等を行う場合の市場性を判定するための調査も同時に行なっております。

調査結果といたしましては、433件中、前面道路などの立地条件により、流通できるとされた物件が361件で、このうち、建物の状態もよく、現状のままで売却・賃貸が期待できる市場性の高い物件は55件でした。

今後についてでございますが、町内に存在する空き家等の状況把握は必要不可欠でございます。そのため、計画的に空き家の実態調査を実施してまいりたいと考えております。

さらに、本町への移住・定住促進に即した空き家等の利活用も関係機関と連携を図りながら、検討して参ります。

次に2点目の、今後定住促進を促す為にも、不動産業者との連携も重要になってくると思いますが、本町の現状について伺います、とのお尋ねですが、ご指摘のように、空き家に関する様々な問題を解決するためには、宅地建物取引業者などとの連携が不可欠となります。先に述べましたように、町内には市場価値の高い空き家が多く存在しておりますので、それらをうまく活用することで、本町への移住・定住を促すとともに、管理不全の空き家等の増加を抑制できるものと考えております。

本町におきましても、空き家の流通や利活用を促進するため、宅地建物取引業者と提携し、売却や賃貸を希望する物件情報を発信する「空き家バンク」の創設に向けた準備を行なっております。現在、協力を依頼した町内の宅地建物取引業者との協議が整い、当該取引業者が所属する団体との協定の締結に向けた手続きを進めており、今年度中に「水巻町空き家バンク」を創設する運びとなっております。

次に3点目の、空き家対策特別措置法に基づき、問題のある空き家を特定空家等と定義した

場合、どこの機関が空き家への立ち入り調査、指導、勧告、命令、行政代執行の措置をとるのか、本町での事例も含め伺います、とのお尋ねですが、管理不全の空き家等は、防災、防犯、景観、衛生など、様々な問題を生じさせ、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすものであり、早急な対応が求められています。

このような顕在化する空き家等の問題に対して、行政による主体的な措置の実施を可能とした「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成 27 年 5 月に完全施行されました。

本町では、この法律に基づく措置をとる場合も含め、空き家問題全般について、住宅政策課が中心となって、関係課及び関係機関と連携を取りながら取り組んでいます。

町に寄せられた相談や苦情の内、最も多いものが、管理不全の状態となった空き家の庭木の繁茂などの環境悪化に関するものや、家屋の老朽化に伴う安全面に関するものです。このような苦情や相談などがありましたら、速やかに現地確認を行うとともに、所有者を調査し、所有者や法定相続人等に対し、現在の空き家の状況や苦情内容を伝えるなど、改善を促すための措置を講じているところです。

特に空き家の状態が危険で、近隣住民に対して重大な被害を及ぼす可能性が高い場合は、特定空家等に認定し、指導、勧告、命令と段階を踏んで法的措置をとることとなります。

やむを得ない場合には、これらの法的措置により解決を図る必要もありますが、本来は所有者自身の責任で自主的に解決してもらうことが望ましいと考えますので、まずは、空き家問題になるまでに至った事情などを勘案して適切な助言等を行い、自主的な解決につながるよう努めています。

現在のところ、町が対応した相談などで、特定空家等に認定したものはございませんが、平成 30 年 10 月に住宅政策課を新設して以降、所有者への地道な働きかけや宅地建物取引業者の協力などにより解決をした物件も数例あります。

空き家問題は、建物や土地の状況、権利関係などの様々な要因により非常に対応が難しい場合もありますが、今後も関係機関と連携を図り、それぞれの空き家問題の状況に応じた取り組みを行なって参ります。

最後に 4 点目の、空き家と同じく空き地に対しても対策等が必要になってくると思いますが、空地についての対策等お伺いいたします、とのお尋ねですが、ご指摘のように、空き地の問題につきましても、空き家の問題と同様、大きな社会問題となっています。

特に樹木や雑草等による近隣住民からの苦情や相談は、毎年絶えず、担当課に寄せられています。

本町といたしましては、苦情や相談がありましたら、「あき地等に繁茂した雑草等の除去に関する指導要綱」に基づき、速やかに現地調査を行い、所有者等に改善を促す勧告などを行っておりますが、空き家問題と同様、関係課及び関係機関との連携を取りながら、今後とも適切に対応して参ります。

次に、男性職員育休の取得促進と年次有給休暇について、のご質問にお答えします。

まず、1 点目の過去 5 年間で育児休業を取得した男性職員の割合はどのようですか、とのお尋ねですが、割合は 11.1 パーセントとなっております。

次に 2 点目の、育児休業法の改正により、子が保育所等に入れなかった場合は、最長 2 歳まで育

児休業の再延長が可能になりましたが、本町職員でこの制度を利用する職員はいましたか、とのお尋ねですが、この制度を利用した職員はおりません。

次に3点目の、父母が同時に育児休業を取得する場合を対象に、「パパ・ママ育休プラス」制度が設けられています。こちらを利用する水巻町の職員はおられましたか、とのお尋ねですが、現時点ではおりません。

次に4点目の、政府は2020年には、男性の育児休業取得率13%の達成を目指しており、男性の育児休業取得促進に取り組む企業に対しては両立支援助成金を整備するなど、男性の育児休業取得率向上に向けて対策を講じていますが、本町内に助成金を申請する企業はありますか、とのお尋ねですが、本制度の手続きにつきましては、企業が直接、国の機関である労働局に申請を行なっているため、申請の有無や数などは把握しておりません。

また、本町においては、男性職員に対してどのような取り組みをしていますか、とのお尋ねですが、男性職員に対する出産・育児支援制度として、配偶者の入退院等に伴う出産休暇、配偶者の産後8週間を経過するまでの期間に取得できる育児参加休暇、3歳未満の子を養育する職員が1日90分取得可能な育児時間制度、義務教育終了前までの子を養育するときに取得できる子育て支援休暇といった有給休暇などがあり、無給の育児休業の取得だけでなく、これらの制度を有効に活用しているものと考えられます。

最後に5点目の、当町では、長期間育休をしても業務に支障がでないような職場の環境整備や、育休取得率を人事評価に直接結びつける対策はどのようにお考えですか、とのお尋ねですが、育児休業を取得する職員がでた場合、任期付き職員を採用するなど業務に支障が出ないように努めているところです。また、育休を取得する職員に対する不利益な人事評価が行われないことはもちろん、部下の育休の取得を管理職として積極的に支援・推進していくように、人事評価にも反映させていくのかどうかは今後の検討課題のひとつといたします。

次に、年次有給休暇についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目の、本町職員の年次有給休暇の制度についてのご説明をお願いします、とのお尋ねですが、年次有給休暇については関係条例等により、年間有給休暇を20日間付与しております。また、1年度内で20日間を消化できなかった場合、残日数を翌年度に繰り越すことが可能であり、最大で40日の年次有給休暇を有することができます。

次に2点目の、労働基準法が改正され、平成31年4月より施行しましたが、職員の年次有給休暇の取得率はどのような状況ですか、とのお尋ねですが、平成30年度の職員1人あたりの年次有給休暇の年間取得日数は12.7日となっており、年間付与日数に対する取得率は63.5パーセント、総付与日数からの取得率は33.1パーセントとなります。

次に3点目の、年次有給休暇を土日・年末年始の休暇に「プラスワン休暇」として、連続休暇を実現しようと政府は取り組んでいます。本町はどのような進み具合ですか、とのお尋ねですが、年次有給休暇の取得につきましては、あくまで業務に支障のない中で、取得している状況であり、土日などに合わせて連続休暇として取得しているケースも多くありますので、あえて「プラスワン休暇」に取り組む必要はないと考えます。

最後に4点目の、政府の数値目標では、2020年までに年次有給休暇の取得率を70パーセントにすることとされていますが、本町はどのような取り組みですか、とのお尋ねですが、年次有

給休暇の取得を推進するために、毎年度、各課の時間外勤務時間数と年次有給休暇取得日数について取りまとめ、課長会議で報告し、自分の所属する部署がどのような状況であるのかを把握し、今後の働き方などをそれぞれの課で検討することで、時間外勤務の軽減及び有給休暇の取得率向上につなげていければと考えています。

いずれにいたしましても、職員のワーク・ライフ・バランス実現のため、職員一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭・地域・自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう努めてまいります。

次に、認知症の不明届け増加更新について、のご質問にお答えします。

まず1点目の、町内で認知症と推定が確認できている人数はわかりますか、とのお尋ねですが、介護保険の認定申請の際に必要な主治医意見書によると、認知症高齢者自立度Ⅱa以上の方は、令和元年11月1日現在で1千23人となっています。

次の2点目と3点目のお尋ねは、関連がありますので一括してお答えします。

認知症の方のご家族への指導及び役場職員の対応につきましては、原則、ご相談内容への個別対応となります。ご相談の内容を整理し、公的機関、医療機関、福祉事業所などの公的なサービスや公的サービス以外の家族、友人、ボランティアなどによる支援のご紹介を行い、必要となるサービスのご案内を行なっています。

また、必要に応じ、ご家庭でお使いいただける資料として本町で作成している「認知症ケアパス」等を交付しています。

最後に4点目の、本町の近くで受け入れている認知症デイサービスや認知症サポーターの説明を、とのお尋ねですが、町内で、通所介護、いわゆるデイサービスを実施している事業所は8か所あり、そのうち、認知症対応型という認知症の方のサービスに特化したものはございません。ただし、いずれの事業所も認知症の方の受け入れは可能となっています。

また、家族や役場職員だけでは認知症の方々を見守ることが困難であることから、本町では平成23年度から、地域で支えていただく「認知症サポーター」の養成講座を開催しており、令和元9月30日現在で、延べ1千92人の町民の方々などが講習を受講しています。

次に、家庭相談で自治体が一括対応、引きこもり、貧困、介護について、のご質問にお答えいたします。

お尋ねの1点目から3点目については、関連がありますので、一括してお答えいたします。

ご質問にありますように、全国的に「8050問題」に代表される、引きこもり、貧困、子育てと介護のダブルケアなど、複合した課題を抱える世帯が増えています。

従来のような縦割り行政の体制では対処できない問題の増加を踏まえ、国は、社会福祉法を改正し、市町村に柔軟かつ包括的な体制づくりを求めています。

現在、本町では、ご相談があったとき、最初に相談を受けた部署が初期対応を行なっています。そのうえで、専門的な知識や制度の説明、最新の情報提供が必要と判断した場合、所管する部署に引き継ぐことでご相談者の問題解決を図ります。

包括的な対応ができる部署がないことからワンストップサービスとは言い難いところではありますが、初期対応した部署が責任をもって所管課につないでおり、相談内容によっては、関

係機関等と連携するなど、速やかな問題解決を心がけています。

複合した課題を抱える世帯に対応するためには、まず問題となっていることを相談者とともに整理し、解決の方策の優先順位を決定する必要があります。

すべてを他人に委ねるのではなく、相談者自らが問題解決力を発揮できるよう支援するためには、かなりの時間をかけた個別対応が必要です。

現在の本町のマンパワーでは、包括的対応窓口等の整備はかなり困難な状況であると言わざるを得ませんが、ご指摘のとおり、今後増加することが見込まれる複合した課題を抱える世帯などへの支援は必須であることから、現在の業務連携を維持しつつ、ご相談に対して、より細やかに対応できる体制づくりに向けて検討していきたいと考えます。以上です。

議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。はい、廣瀬議員。

2 番（廣瀬 猛）

2 番、廣瀬です。まず、町有地の住宅用地への活用について再質問いたします。

平成 28 年度 9 月議会の一般質問以降、2 件を住宅用地として売却したとありますが、今現在、公共事業代替地以外で町有地を売却できる、また、整備すれば売却用地となる町有地はあるでしょうか。あるのであればまた、そういった土地の情報提供など、町として行なっていることがあればお聞かせください。

議 長（白石雄二）

篠村課長。

財政課長（篠村 潔）

廣瀬議員のご質問にお答えいたします。

すでに県や町民などに貸し付けをしている土地などもございますので、詳しい数字はすぐにはちょっとお答えはできないんですが、猪熊町営住宅の跡地を除きますと、売却可能な町有地で大きいのは、猪熊の母子生活支援施設の跡地があります。それ以外にも条件が整備できましたら売却が可能な土地が町内に数筆ございます。近く、公募している土地もございますので、条件が整った土地から順次公募等を行なっていきたいというふうに考えております、以上です。

議 長（白石雄二）

はい、廣瀬議員。

2 番（廣瀬 猛）

はい、ありがとうございます。今、全国の各自治体がですね、全国的な人口減少問題でもこれが課題であります。対策、取り組みのひとつの策としても、積極的な町有地の民間への売却、また、貸付などを行なって、移住定住促進に繋げていただきたいと、そういうふうに思ってお

りますが。

議 長（白石雄二）

課長。

財政課長（篠村 潔）

ご質問にお答えいたします。町長の答弁にもございましたように、町としましては町有地の有効活用ということで、「総合計画」とかですね、「まち・ひと・しごと総合戦略」に合わせまして、当然、移住定住の促進というのが大きなテーマでありますので、そのへんですね、有効可能な土地については活用できるようなかたちで整備を行なって売却等ができるような準備を進めていきたいというふうに考えております。

議 長（白石雄二）

はい、廣瀬議員。

2 番（廣瀬 猛）

はい、ありがとうございます。そうですね、その情報提供に関しても今後、このあと空き家問題、空き家バンクでも再質問いたしますが、町のホームページの活用とかですね、そういったところとも連携して行なっていただきたいと思います。

次に猪熊町営住宅の跡地売却についてですが、答弁ではイオン水巻店撤去の影響により、売却に不利な状況となっていたことから時期を見合わせていたが、跡地に商業施設「ライフガーデン水巻」が開業し、北部地区の賑わい・利便性も高まり、令和2年度の売却に向け、手法や条件などの検討を進めていきたいとありますが、施設開業に伴い、今現在のところ、開発業者などからの問い合わせなどに何か動き等あれば、もしなければ、どのように進めていくのか答えられる範囲でお願いいたします。

議 長（白石雄二）

篠村課長。

財政課長（篠村 潔）

お答えいたします。ライフガーデン水巻が開業してまだ期間がありませんので、それ以降に開発業者からの問い合わせは現在のところございません。ただし、利用用途はわかっておりませんが、それ以前にですね、前回の公募条件についての問い合わせの事業者が数社ございました。そういう問い合わせのあった事業者に対しましては、今後、新たな売却方針が決まったらホームページ等も含めて公募する旨はお伝えしているところでございます。こちらも町長の答弁にもありましたように、売却の方針はこれから具体的に検討していくこととなりますので、決まりましたら議会のほうにご報告するとともに、きちっと公募等ですね、ホームページも含めて公募していきたいというふうに考えております。

議 長（白石雄二）

廣瀬議員。

2 番（廣瀬 猛）

はい、ありがとうございます。まだ10月に開業したばかりなので、そうですね、今からだとはいいますが、こういった商業施設ができるということは以前からわかっていたことだとも思いますし、今後売却がなされない場合も含めて、いろいろと検討していかなければならないと思います。その点のご意見をお聞かせください。

議 長（白石雄二）

課長。

財政課長（篠村 潔）

ご質問にお答えいたします。先ほど申しましたように、次回の公募の方針等は今から検討することになりますが、これまで売却をして応募されなかった理由の一つとして、跡地が現状で一括して売却するという事で、購入費が高いんだとか、そのあとの造成費・開発費が多額になるということがあったと思います。そのため、再度応募がなかった場合などにつきましては、十分な検討が必要になると思います。例えば町が造成をして住宅会社に分割して販売する方法などもですね、そのへんの検討をしながら、次回公募する際には応募がなかったことも含め、その後の対応をあわせた検討をしていきたいというふうに考えております。以上です。

議 長（白石雄二）

はい、廣瀬議員。

2 番（廣瀬 猛）

はい、そうですね。今こういった商業施設が出来てですね、今以上の条件は今後なかなか難しいと思いますので、この時期を逃してはまた2、3年売却できないとなると、周辺住民の環境悪化にもつながっていくと思います。今、夏になるとヤブ蚊が出るとか、それからちょっとゴミの放置とかそういう問題も出てきております。また、それを管理する費用等もかかってきていますので、その際は素早い対応をしていただくことが大切だと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、水巻町における空き地・空家について再質問させていただきます。

答弁でですね、「売却・賃貸が期待できる市場性の高い物件は55件」とあります。これはですね、水巻町空家等対策計画でアンケート結果が出ておまして、空き家になってからの経過年数が1年から5年未満が50パーセント。また、この中でしっかり管理されているのが70パーセント。また、売却又は賃貸にしてもいいというのが約50パーセント近くあります。そういったところからもみてですね、本町も早く空き家バンクの創設をしていただきたいと思います。

アンケート結果でですね、まだまだそういった物件が増えるのではなかろうかと思いますが、その点をお聞かせください。

議 長（白石雄二）

はい、課長。

住宅政策課長（古川弘之）

廣瀬議員のご質問にお答えいたします。答弁にもありましたように、平成 27 年度のアンケート調査では町内にそのままの状態です流通可能な物件、これは 55 件ということで答弁させていただきました。この 55 件についてのその後の追跡調査等を行なっておりませんが、空き家バンクを創設するにあたり、これらの物件についてもその後の状況把握を可能な限り行いまして、宅地建物取引業者との連携を図りながら、流通を促進し、そういった空き家問題の解決に推進してまいりたいと思っております。以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、廣瀬議員。

2 番（廣瀬 猛）

はい、平成 27 年の調査からもう 4 年経っておりますので、空き家バンクを創設のときはまたそういったところもしっかりとしていただきたいと思います。

それと、答弁でもありましたが、本町において、まだ特定空家等に認定された物件は無いとのことですが、今後仮に、される物件が出てきた場合、どういうふうに手続きを踏んでいくようになりますか。

議 長（白石雄二）

はい、古川課長。

住宅政策課長（古川弘之）

廣瀬議員のご質問にお答えいたします。近隣の住民の生活環境に重大な悪影響を及ぼす空き家等に対しましては、法に基づき特定空家等に認定することができます。認定にあたっては国のガイドラインに基づきまして、福岡県が策定いたしました判断基準、これにより、当課の技師が、住宅政策課の技師が現地調査を行いまして、認定を行うことになっております。

認定された空き家等の物件等については、助言・指導、勧告、命令といった段階を追った措置を行なってまいりますけれども、勧告までに至った物件につきましては固定資産税等の住宅用地特例から除外されるペナルティも課せられるということです。

そうしたことも説明しながら、適宜にそういった利用者の方に説明をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長（白石雄二）

廣瀬議員。

2 番（廣瀬 猛）

はい、ありがとうございます。今、固定資産税等の特例処置からの除外もあると。それは空き家の所有者の事情もありますが、私が見る限り、町内に今すでに、近隣住民の環境を悪化させている物件が多々見られます。そういったのが現状であります。このような物件に対してもっと行政が積極的に特定空家等に認定し、法的な対応をとるべきだと思いますが、その点はいかがでしょうか。

議 長（白石雄二）

はい、古川課長。

住宅政策課長（古川弘之）

廣瀬議員のご質問にお答えいたします。冒頭の答弁でもありましたように、空き家問題は建物や土地の状況、権利関係などのさまざまな要因により、対応が非常に難しいものとなっております。特に、相続の関係で管理不全となっているものや、また、所有者等に改善の意思があってもお金の面、つまり資金面、資力不足によりですね、対処ができないものなど、権利関係等の複雑な要因が、問題の長期化に至っている要因となっております。

町としましては、空き家問題は所有者ご自身の問題として捉えていただきまして、自主的に解決してもらうことが第一と考えております。

また、所有者自身の解決を促す方法といたしましては、今後検討しています空き家バンク制度や、老朽危険家屋解体のための補助制度の創設の準備も進めております。

今後とも、それぞれの個々の空き家問題の状況に応じて適切に対応するとともに、最終的には法に基づく行政措置も視野に入れて取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、廣瀬議員。

2 番（廣瀬 猛）

はい、ありがとうございます。そうですね、所有者の資力不足等、いろいろあると思いますが、こういった問題を解決するためにせつかくこの法律ができておるわけですから、今後、積極的な対応も考えていく必要があると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

次にですね、町内にある空き家等の物件で、特定空家等に認定を考えている物件は、現在ありますでしょうか。

議 長（白石雄二）

はい、課長。

住宅政策課長（古川弘之）

廣瀬議員のご質問にお答えいたします。現在、特定空家等に認定する予定の物件はありません。ありませんが、状況をよく見極めた上で法に定める一連の措置をとるケースも考えております。特定空家等に認定し、勧告まで措置を進むとですね、先ほど申しましたように、固定資産税等の住宅用地特例の措置が効かないというふうな事態に及ぶ説明もいたしまして、粘り強く所有者等に適切な管理を促してまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長（白石雄二）

廣瀬議員。

2 番（廣瀬 猛）

はい。先ほども言いましたが、管理できていない物件も数多くありますので、そこらへんは十分、まあ所有者の問題もありますので、慎重に今後対応していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

これで私の再質問を終わらせていただきます。

議 長（白石雄二）

はい、津田議員。

3 番（津田敏文）

再質問をさせていただきます。答弁書の、男性職員育休の取得促進と年次有給休暇について、12 ページの下から 3 行目のところに、「男性職員に対する出産・育児支援制度として、配偶者の入退院等に伴う出産休暇」は何日あるのか。また、「配偶者の産後 8 週間を経過するまでの期間に取得できる育児参加休暇」は何日あるのか教えていただきたいと思います。

議 長（白石雄二）

はい、課長。

総務課長（蔵元竜治）

只今の議員の再質問にお答えいたします。まず 1 点目の配偶者の入退院に伴う出産休暇につきましては、2 日でございます。で、配偶者の産後 8 週間を経過するまでの期間に取得できる育児参加休暇は 5 日でございます。そして 3 点目の、義務教育までの子を養育するときに取得できる子育て支援休暇につきましては、1 人につき 5 日、2 人以上で上限 10 日でございます。以上です。

議 長（白石雄二）

はい、津田議員。

3 番（津田敏文）

ありがとうございます。やはりお子さんお持ちのところは、こういった休み、有給休暇をいただけるということは、やはり子どもに対する心意気もまた変わってくると思います。

それでもう 1 点お聞きしたいのは、子育て支援休暇の有給休暇と、無給の育児休暇がありますが、その違いっていうんですかね。育児休業っていうのは 1 年間ありますし、また、パパ・ママ育休プラスっていうのは、1 歳 2 か月、1 歳 6 か月、2 年まで、その人の事情によって取ることができる。で、いろいろなものがあるんですが、その中で有給休暇と無給の育児休業との違いをちょっと教えていただければと思います。

議 長（白石雄二）

蔵元課長。

総務課長（蔵元竜治）

先ほど申し上げました、出産の有給休暇とか、子育て支援の産後 8 週間取れるような有給休暇とは別に、これはもう 5 日間とか 2 日間とか決まっておりますけども、育児休業は法律によってなんですけども、3 歳になるまで取ることができます。結局、長ければ 3 年、生まれてから 3 歳になるまで休業をすることができることの違いが大きいところでございます。以上です。

議 長（白石雄二）

津田議員。

3 番（津田敏文）

普通のサラリーマンのところでもやはり休む場合には基本給の何パーセントは補償しますよとか、あるんですが、役場の場合はそのへんのところはどのようになっているんですかね。

議 長（白石雄二）

課長。

総務課長（蔵元竜治）

只今のご質問にお答えいたします。役場から給料としては出ませんので無給ということになりますが、職員が加入しています共済組合からですね、本人に直接休業の補償として何割か決められた金額が毎月支払われるというようなかたちになっております。以上です。

議 長（白石雄二）

津田議員。

3 番（津田敏文）

ありがとうございます。それと、答弁書の 14 ページに水巻での年次有給休暇の取得は、年間付与日数に対する取得率は 63.5 パーセントという数字を発表されているんですが、政府の目標が 70 パーセントというんで、この取り方は、一緒のところの取り方なのか。これだったらすごく水巻町は政府の 70 パーセントに近いよというかたちなんです。そのへんのところのちょっと説明をいただきたいですが。

議 長（白石雄二）

蔵元課長。

総務課長（蔵元竜治）

お答えいたします。年間の付与、町長、先ほど答弁いたしました、年間 20 日間付与されます。で、その年度取りきらなければですね、残った日数を翌年に繰り越すことができます。で、翌年はまた 20 日付与されますので、2 年以上勤めておけばですね、最大で 40 日の有給休暇が付与されると。で、ここでいう、本町の場合は 12.7 日という 1 人平均ですね、12.7 日でございますが、それを 20 日間で割った場合のパーセンテージと。繰り越す職員がおりますので、総付与日数を合計いたしまして、それで割れば 33.1 と。で、国のほうが 7 割というのはまあ確証は無いんですけど、年間付与日数ではなかろうかと思っております。以上です。

議 長（白石雄二）

津田議員。

3 番（津田敏文）

それであればやはり、水巻も年次有給休暇はかなり取っておられるよという判断になろうと思うんですが、それともう一つ、15 ページのところに、国のほうもプラスワン休暇を進めようとしてますが、町のほうは取り組む必要はないという考えを述べられていますが、プラスワン休暇、やはり土曜日曜に前後にまた一つ付けると、やはり 3 日休暇が取れるだとか。僕がもう一つわからないのは、政府のほうは今一生懸命、年始年末に対してプラスワンを広めようやないかと。今年の場合は 12 月 28 日から 1 月の 5 日まで 9 日間あって、それにプラスしたらもう 10 日になるけど、目的があっても取られるところはいいですけど、ちょっともう 10 日も休んじゃったら体がちょっと大変よ、とかいう人もおられるんですが、まあその人の取り方によるんですが、やはりこれとは別に土曜日曜祭日を上手く利用してプラスワンをするっていうのは、やはりいいかたちやないかなと思います。そのへんのところは、答えはプラスワン休暇は取り組む必要はないというふうに書いてありますが、よろしく申し上げます。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

先ほど私が答弁したとおりでございます。

[「どうなんだろう。」と発言する者あり。]

議 長（白石雄二）

はい、町長。

町 長（美浦喜明）

日頃からですね、職員はちゃんと土日やら利用してやっているから、わざわざそこまでする必要はないということです。以上です。

議 長（白石雄二）

はい、津田議員。

3 番（津田敏文）

ありがとうございます。続いて、認知症の不明届け増加更新についてお尋ねいたします。

認知症高齢者自立度Ⅱa以上の方という表現があるんですが、ちょっとその辺のところを説明お願いしたいと思います。

議 長（白石雄二）

吉田課長。

福祉課長（吉田奈美）

津田議員のご質問にお答えいたします。認知症の診断といいますか、判定をするときに、程度の重い軽いが当然ございますので、この答弁書にございますⅡa以上というのは、日常生活にかなり人の介護なりが必要な状態という状況でございます。だいたい認知症であるという診断を医師から受けられる方は、だいたいこのⅡa以上であるということが多いようでございます。以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、津田議員。

3 番（津田敏文）

私も含めて2025年度には、団塊世代が75歳以上になります。認知症高齢者が約700万人にも達するという推計が出てますが、本町での認知症の増加推定人数はどのくらいの人数になるのでしょうか。

議 長（白石雄二）

はい、吉田課長。

福祉課長（吉田奈美）

ご質問にお答えいたします。だいたい認知症の発生率でございますけれども、答弁書に書いてございました11パーセント台ぐらいですが、だいたいその高齢者、65歳以上高齢者に対する発生率ということになりますので、当然高齢者人口が増えれば、発生率をかけていただければ数字は増えていくということでございます。ただ、やはり65歳すぐにということではなくて、どうしても後期高齢と言われる75歳以上の方たちのほうが発症率としては高くなっていくということになります。以上でございます。

[「終わります。」と発言する者あり。]

議 長（白石雄二）

よろしいですか。以上で1番、水清会の一般質問を終わります。暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

議 長（白石雄二）

再開いたします。

2番、日本共産党、中山議員。

6番（中山 恵）

6番、中山です。日本共産党を代表いたしまして、一般質問の冒頭質問を行います。

1、吉田町営住宅の建て替え計画の進捗状況と東水巻駅的环境改善について。

- (1) 吉田町営住宅の建て替えについて、9月議会で「今年度末を目途に方向性を決定できるように進めていく」との答弁でしたが、進捗状況をお聞かせください。
 - (2) 町営住宅には浴槽・風呂釜が設置されていません。今後新しく入居される部屋、また、吉田団地のように新築する際には、当然浴槽・風呂釜は設置した住居とするべきだと考えますが、いかがですか。
 - (3) 東水巻駅的环境改善は、吉田団地建替計画と同時に進めるというこれまでの答弁ですが、現状は深刻で夜一人で歩くことは怖い状況です。また、駅のトイレも暗いうえに狭く、和式のため高齢者は特に使いづらいものとなっております。東水巻駅を夜も安心して利用できるよう明るくし、トイレも誰もが使いやすいものに改善していただきたいが、いかがですか。
- 2、役場の役職者の半数を女性にすることについて。

日本はジェンダーギャップ指数世界 110 位、G7 最下位のジェンダー平等後進国です。政策・意思決定の場への女性登用の促進が求められており、「女性のいない会議の結論は信頼性が問われる」とも言われています。

第 3 次みずまき男女共同参画プランによれば、役場の役職者（係長以上）に占める女性の比率は現状 25%で、目標年度である 10 年後の 2028 年度の目標も 25%と同じです。

当町の男女共同参画を進めるにあたって、まず役場から役職者の割合を男女同数にするとの目標で取り組むべきだと考えますが、いかがですか。

以上、質問いたします。

議 長（白石雄二）

町長、答弁。

町 長（美浦喜明）

はじめに、吉田町営住宅の建て替え計画の進捗状況と東水巻駅の環境改善について、のご質問にお答えします。

まず 1 点目の、吉田町営住宅の建て替えについて、9 月議会で「今年度末を目途に方向性を決定できるように進めていく」との答弁でしたが、進捗状況をお聞かせください、とのお尋ねですが、9 月議会でも答弁いたしました。この吉田町営住宅を含む町営住宅全体の今後の在り方については、公営住宅が持つ住まいのセーフティネットという福祉的な側面を維持しつつ、本町の人口動態や財政状況などを踏まえた上で、本町の将来を左右する重要政策として、包括的に検討し、慎重に取り組まなければならないと考えています。

吉田町営住宅の建替問題については、これまでの議会答弁と重複するところもありますが、過去の経過を踏まえながら、現在までの検討内容について、再度述べさせていただきます。

330 戸の建て替えを基本とする「吉田町営住宅建替基本計画」が、平成 27 年 12 月に策定されましたが、約 50 億円以上に上る膨大な事業費が想定されたため、将来の町財政に大きな負担を残すことが予想されました。そのため、民間活力導入の可能性を探る「吉田町営住宅 PFI 導入調査」も実施されましたが、政策決定には至っていません。

その後、議員の皆様からいただいたご意見等も参考に、他市町村の事例研究や、町内にある他の町営住宅等の既存ストックを有効的に活用した施策について、検討を進めているところです。

吉田町営住宅の建替問題に関しましては、財源の確保や改良住宅と公営住宅の根拠法の違いから生じる問題など、様々な課題や問題があることが分かってまいりました。そのため、原点に立ち返り、問題点や課題に対して、検討を進めているところでございます。

吉田町営住宅の建替問題は、吉田町営住宅だけの問題ではなく、本町の住宅政策のひとつとして、町営住宅全体の将来的な管理戸数など、まちづくりの根幹に係わる重要な問題であると考えています。

本町の保有する 1 千 920 戸もの町営住宅の方向性は、財政面も含め町の将来を左右しかねない重要な問題です。本町の将来を長期的な視点で考慮した場合、どのような方向性が最善なの

か、慎重に検討を重ねているところでございます。

町といたしましては、入居者の皆様に安心して居住していただけるよう、今後も可能な限り適宜に対応させていただく方針に変わりはありません。

吉田町営住宅の建替問題につきましては、今後とも議員の皆様のご意見を伺いながら、その方向性について、今年度末を目途に決定できるよう、さらに検討を進めてまいります。

次に2点目の、町営住宅には浴槽・風呂釜が設置されていません。今後新しく入居される部屋、また、吉田団地のように新築する際には、当然浴槽・風呂釜は設置した住居とすべきだと考えますが、いかがですか、とのお尋ねですが、まず、ご質問にあります吉田団地のように新築する際には、とのことですが、吉田町営住宅については、前段階にご説明いたしましたとおり、現在検討中であり、この建替問題の方向性は決定しておりません。

浴槽や風呂釜の設置につきましては、以前にも答弁しておりますので、重複するところもありますが、考えを述べさせていただきます。

自治体で風呂釜等を設置した場合、設置していない場合と比較すると、住宅使用料が1千円から2千円程度増額になります。これは、住宅使用料の算定に用いる利便性係数が上昇するためです。利便性係数が上昇すると、その分住宅使用料に反映され、増額されることになります。

町で風呂釜等を設置した場合、入居時の一時的な負担は抑制されますが、住宅使用料として経常的な負担が増加することになります。

本町といたしましては、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で住居を提供できるように努力しているところでございます。よって、現時点で新入居される住戸に風呂釜等を設置することは困難であると考えます。

しかし、現在、整備を促進しています車いす対応型住宅には、改修時に風呂釜等を設置しており、できる範囲での対応は実施しています。

入居時に風呂釜等を設置して欲しいというご意見があることも十分認識しておりますので、引き続き検討していきたいと考えております。

最後に3点目の、東水巻駅の環境改善は吉田団地建替計画と同時に進めると答弁されていますが、現状は夜一人で歩くには怖い状況です。また、トイレも暗いうえに狭く、和式のため高齢者は特に使いづらいものとなっています。東水巻駅を夜も安心して利用できるよう明るくし、トイレも誰もが使いやすいものに改善していただきたいが、いかがですか、とのお尋ねですが、九州旅客鉄道株式会社から平成27年4月より東水巻駅を無人化するとのお知らせを受けました。無人駅になることで治安の悪化が懸念されたため、町民の皆様安心して東水巻駅を利用してもらえるように、財政状況が厳しい中ではありましたが、東水巻駅前公園内に、巡回員事務室を設置し、日曜日、祝日及び年末年始の期間を除き、午前7時から10時まで午後4時から8時までの時間帯に駅周辺の巡回を行なっています。

平成28年度には各種犯罪の発生抑止を目的として防犯カメラを設置し、さらには、東水巻駅の入口に設置している駐輪場の各屋根やガード下の蛍光灯をより明るいLED照明に取り替えました。東水巻駅東側のガード下についている蛍光灯は今年度中にLED照明へ取り替える予定です。

駅前広場につきましても、随時樹木等の伐採作業を行なっており、以前と比較すると見通し

が良くなり、明るくなっているのではないかと考えています。

また、2年ほど前に、駅前広場で騒いでいる集団がいたため、県警OBの町職員が巡回するとともに、折尾署へ依頼し、朝と夕方にパトロールをしていただきました。その後、駅周辺でのトラブルは発生していないとの報告があっています。今後とも各関係機関と情報を共有し、問題が発生すれば、速やかな対応に努めてまいります。

また、来年度からは町が管理している公園の照明をLED照明へ取り替えていく計画がございます。この計画に伴い、東水巻駅前公園の照明につきましてもLED化を進めてまいります。財政上の都合もございますので、来年度に全ての公園照明をLED照明へ取り替えることは困難であります。町民の皆様のご期待に沿えるよう明るく安全で住みやすい町づくりを推進してまいります。

また、トイレの改善につきましては、町が管理している公園のうち洋式トイレを完備しているのは、みどりんぱあーくのみとなっております。水巻駅南口や緑ヶ丘中央公園、伊豆神社に設置されたトイレは、すべて和式トイレとなっております。

よって、今後はトイレの利用状況調査や利用者へのアンケートなどを行い、トイレ施設の改善に向けて検討してまいります。

最後に、役場の役職者の半数を女性にすることについて、のご質問にお答えします。

当町の男女共同参画を進めるにあたって、まず役場から役職者の割合を男女同数にするとの目標で取り組むべきだと考えますが、いかがですか、とのお尋ねですが、

第3次みずまき男女共同参画プランでは、係長以上の役職者に占める女性の比率について、現状値と目標値がともに25パーセントに設定されているが、その割合を女性半数とする目標を立て、取り組むべきとのことですが、私は計画を実行していく上で、目標値を設定することは重要であると十分認識しておりますが、一方で目標値の数字がすべてであるとも思っておりません。

私は組織を運営していく中で、役職者に占める女性の割合を議員が言われる半数以上という目標を設定して、その目標値をただ達成することだけに固執すべきではないと思っております。

これまでも、職員の採用や昇格を決定する際、性別のみではなく、個々の能力や経験、知識、資質などを総合的に判断しながら、女性登用の推進も図ってまいりました。その結果としまして、私が就任した翌年にあたる、5年前の平成26年度と現在を比較いたしますと、職員総数における女性職員の比率では2ポイント、係長以上の役職でも1ポイントとわずかではありますが上昇しております。

役職者に占める女性の比率の目標値をどこに設定するのか、さらにはその目標設定自体も時代や社会情勢など様々な要因により変化してくるものと考えられ、昨今、戸籍上の性別だけに捉われない考え方も一般的になりつつあります。そのようなことから、本町では現在、職員採用試験時の願書や臨時職員の登録申込書にも性別を記載する欄は必要ないものとして、削除しています。

「女性だから役職に就ける」「目標値があるから男性は役職に就けない」といったことではなく、先程も述べましたが、私は今後も、職員一人ひとりの個人としての能力や知識のほか、リーダーシップや統率力など、様々な面を考慮して、組織にとってより良い配置や昇格、登用を

行なってまいります。以上です。

議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。中山議員。

6 番（中山 恵）

私からは、吉田町営住宅と東水巻駅について再質問いたします。吉田町営住宅を今年度末をめどに決定できるよう、さらに検討を進められるとのことですが、議員のみなさんの意見を参考にとおられております。住民の意見を優先して、検討を進めていただけませんか。吉田町営住宅に住んでいる住民のみなさんのことを、一番に考えていただきたいのですが、いかがですか。

それと東水巻駅についてですが、LED照明に取り換えましたとの答弁がありますが、私は現地に確認に行きました。しかし、改善されたのはほど遠いような気がいたしました。工事は昼間です。そのあと、LEDの照明がつく時間帯に点検などは行かれましたか。また、来年度の予算は入っているのでしょうか。南部地域では今、トライアルやホームセンターの工事が進んでおります。東水巻駅の利用者も必ず多くなると思いますので、トイレの改善、そして、水巻駅の北口には洋式で立派なトイレが設置されておりますので、東水巻駅もぜひ改善すべきだと思います。また、樹木が浮き上がって根が張りつめてところどころ、レンガが盛り上がっております。つまり危険などもありますので、やはりこれも、東水巻駅全体の改善をすべきだと思いますが、いかがですか。

議 長（白石雄二）

古川課長。

住宅政策課長（古川弘之）

中山議員のご質問にお答えいたします。ご質問の内容は、住民の方、利用者の方の意見をもっと聞くべきじゃないか、というふうなご質問の内容だと思うんですが、我々町営住宅の担当の係については、日々、吉田町営住宅の入居者の方々と接しております。その中で吉田団地がこうあってほしいとか、そういった意見もさまざま、日々聞いております。例えば、1つ例をあげればですね、家賃の関係があるんですけども、当然、もし建て替えになるとすれば、家賃はそれなりの額、二団地や鯉口団地よりも高い金額になってまいります。それではやっぱり我々は住めないよとか、そういったご意見も伺っております。そういったさまざまな、日々入ってくる意見も参考にしながら、今後の検討材料としたいと思っております。以上でございます。

議 長（白石雄二）

北村課長。

建設課長（北村賢也）

議員のご質問にお答えいたします。東水巻駅の環境改善についてということで、まずLED

照明なんですけれども、今現在、小型の照明といいますか、現地にある小型の照明をすべてLED照明に換えております。ちょうど中心に今、大きな水銀灯があるんですけども、あの照明も、まだ来年度の話なんですけれども、今後は換えていくということ。それとあとアプローチですね、駅に向かう吉田ぼた山側から来る分と吉田団地から来る分が、少し議員がおっしゃるように暗いところもありますので、 unnecessary 樹木等の伐採を行えば、また見通しも良くなると考えておりますので、環境改善に努めてまいりたいと思います。

それから、トイレの改修でございますが、町内に約80か所ほど公園がありまして、その中に設置してあるトイレというのが、河川敷も含めて公園の数でいけば、約10か所程度あります。その中で答弁にもありますように、洋式トイレになっているところは、現在はみどりんぱあーくのみとなっております。公衆トイレの洋式化につきましては、様々な考え方があるんですけども、なかなか人が常駐していないということで、なかなか清掃が行き届かない部分がありますので、一般的には和式ということにさせていただいておりますけれども、今後は議員言われるように、多くの方が使用できるような、ユニバーサルデザインということになりますので、トイレの改修に関しましては検討課題といたしたいと思っております。

また、水巻駅の南口についても、駅のロータリーの中に新しくトイレも設置する予定にしておりますので、そのトイレにつきましては、しっかりしたバリアフリーのトイレというふうにいたしたいと思っております。

あと、樹木の伐採ですけども、これも先ほど申しましたように順次進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

5 番（岡田選子）

吉田団地の建て替えの問題ですけども、進捗状況をお聞きしているわけですが、やはり答弁は毎度おなじみの答弁で、もう同じ答弁、何回いただいているのかなということなんですけれども、全然進捗状況が言えないということは、進捗してないのかなというふうにも思ったりするわけですけども。それか、結論はもう出ていて、それでなかなか言えないから同じ答弁を繰り返しているのかなというふうにも、思われるわけですけども。

建て替えについてね、先ほどお聞きしました浴槽のことについて、町長答弁で、建て替え問題の方向性は決定していないから、新築の際のときの答弁ができないというふうに言われたことが、すごく気になります。ということは建て替えをしないのではないか、というふうにも受け取られてしまいますよね、この答弁では。ですから、私たちは当然建て替えはある程度あるのだろうと、戸数はわかりませんが、それのもとに質問したわけですけども。これでは少しちょっと不安がありますので、その点、今後町営住宅で新築をするということが、いずれは起きてくるんだと思うんですね。もう老朽化、50年前後の建物ばかりですから。その時にどうするのかというご答弁いただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

基本的に私の考えはですね、約 50 億かかるという答申が出ました。財政的な面からいって不可能です。そういうことで、この答申は建て替えありきで答申をしておりますので、もう一度、この答申を白紙に戻して、白紙の状態から、今後吉田団地をどうすべきかということが、まず基本になるだろうということで、そういうことを基本の上で、全体の戸数、それから、これからの少子高齢化の中で、人口減少、今、答弁ここで何回もさせていただきましたが、人口が 1 千人減ると地方交付税が 1 億減るわけです。ということは、将来、今定住促進で人口を何とか 2 万 8 千におさえておりますが、これから少なくとも減ることはあっても増えることはないだろうという、厳しい現実があります。それから空き家の戸数もあります。それから先ほどうちの課長が答弁いたしましたように、それじゃあ建て替えたなら家賃はどうなるんだと。そんな高い家賃で入れないよ、というような問題もあります。そういうことを含めまして、来年の 1 月末には、何とか政策会議に吉田団地の問題を取り上げまして、3 月の議会で吉田団地の方針を報告したいという考えであります。そういうことで、答弁が何度も同じだとか、建て替える気はないんだとか、そういうことじゃなくて、今根本的に水巻の財政、そして住んでいる方たちが、家賃を上げてもらっては困るというような問題も起こっています。しかしながら、建てれば 1 戸 1 千 600 万の投資がいります。そういうことをすべて考えながらですね、今慎重に改良住宅、公営住宅の問題等もあります。何回も同じ答弁と言われますが、そういうことを含めて、来年の 3 月を目途に吉田団地の問題については、きちっと方向を示して議会にご報告させていただきたいと思っております。以上です。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

5 番（岡田選子）

はい、じゃあ 1 月に政策会議にかけて、3 月の議会に示すということですので、3 月議会での件については、議論させていただきたいと思っております。

それでお風呂、浴槽の件について伺います。今、どこの住宅も引っ越してお風呂がなかったという住宅は、公営住宅だけだと思います。今のこの世の中で風呂なしの生活は、戦前戦後はいざ知らずですね、当然だと思うんですね。そういう中で今町営住宅には入居しようと思うと入居の際に 15、6 万、20 万のお金がかかる、ということなんですね。それがですね、私思いますのに、最近町営住宅への申し込み数が減っているというふう聞いております。そういう状況とね、お風呂がないと、入居時にお金がかかると負担があるということと、何か関係があるんじゃないかというふうに私は考えるわけですけど。その点については、いかがお考えでしょうか。

議 長（白石雄二）

課長。

住宅政策課長（古川弘之）

岡田議員のご質問に答えいたします。答弁でも申しましたように、公営住宅はできるだけ低廉な家賃で、空き住戸をみなさんに提供していただくということを努めており、それが目的で造られた住宅でございます。そして今後、町営住宅全戸に、たとえば風呂釜等設置する場合はどうなるかといったら、当然現在の家賃収入、これでは賄いきれない。当然家賃の値上も検討しなくちゃならないということになってきます。また、今まで自己負担で風呂釜を設置している方がおられますけれど、そういった入居者との兼ね合い、これも出てくると思います。ですから、そのへんは慎重にですね、やはり検討していく必要があるかなと思っております。以上です。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

5 番（岡田選子）

答弁にありますけれど、車椅子住宅には付けてありますね。その整合性とはどうなりますか。今の答弁で。

議 長（白石雄二）

古川課長。

住宅政策課長（古川弘之）

車椅子住宅のほうは先ほど申しましたように、答弁にもありましたように、こちらは福祉を重視した住宅、特化した住宅と考えていただいたらよろしいかと思えます。

はい、まだよろしいですか、答弁。ですので、そのへん、普通の一般の住戸と違ったかたちで住居を提供しているということになりますので、そのへんはちょっと違いがでてくると思います。以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

5 番（岡田選子）

公営住宅法ではですね、憲法に基づいて最低限度の所得の低い方々に住宅を提供するという、これは福祉の一環ではないですか。同じだと思いますよね。ですからそこらへんが、体に障がいがある方だけが特別にというのも、ちょっとそこは福祉の観点からするとですね。みなさんその基準に従って、やっぱり所得に応じて入居されているわけでしょ。ですから、そこには付

けておりますというのはね、こちらのほうが不公平というふうに、かたや見れば見れるかもしれないですよ。

それとですね、今どき、風呂付きが当たり前という認識なんです。世の中、全国的に見ていただいても、もうご存知だと思いますけど、いろんな公営、県営住宅、県営はすべて当初から付いているところも多くなっております。新築する場合には、当然、浴槽、風呂釜は付いているんですよ。だから、全国的にも付けて、それは順次新しく入居されるところから付けていく、という方針をとっているところもあります。ですからそこはしっかり、昔からの公営住宅法の観点からじゃなくて、今、世の中そういうふうな文化的な生活になっているんですから。浴槽、風呂釜は当然付けるという方向に町もならないと、若い世帯が、所得がまだ少ないときに、若いうちは町営住宅にと思ったときにね、まとまったお金が、引越し代はある、エアコン代はある、網戸は付けて、風呂釜、浴槽っていったら、何十万というお金が最初にいるわけですよ。それじゃあ若い人も町営住宅に入りづらい。それならもうお風呂も付いている、ちょっと高いけれど民間にしようかという話になると、町営住宅の意味がなくなりますよね。やっぱり最初、所得の低い間はここに入ってくださいということで、町営住宅あるわけですから。そこは当然付けていただく方向で考えていただきたいと思いますし、今、全国的にもそういう流れになっております。

それと平成 30 年度決算を見ましたら、住宅使用料の収入というのが 2 億 6 千万ありますね。だからこれ、このへん、しっかり家賃はいただいているわけですから、その中に修繕費というのも含まれているわけですよ。そしたらやっぱり浴槽、順次付けていくと。一気に付けるわけじゃないんです。私がここでお尋ねしているのは、一気に町営住宅に付けてくれって言うてるんじゃないんです。出られて新しく入るところには付けてあげてはどうですか、ということです。それでも、今度取り換えるお家があれば、それは町の備品として付けますよということをお願いしているわけです。検討願えませんでしょうか。

議 長（白石雄二）

課長。

住宅政策課長（古川弘之）

周辺の自治体、たとえば福岡市とか北九州市のほうはですね、先ほど岡田議員が言われていましたように、新しく入った方に風呂釜を付ける。ただ、従前におられた方は、風呂釜はまだ付けていないということで。うちのほうもですね、やはりそういった方との兼ね合い、或いはそういった家賃の上昇、総合的に加味してですね、今後研究を重ねていく必要があるかと思えます。以上でございます。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

5 番（岡田選子）

まあ順次ですね。不公平になるんじゃないかということ、心配されているんだろうと思うんですけど。今入っている方はいいよねってという声は出ると思いますが、もし自分のところが壊れたら、それは町の備品として付け替えてあげられるわけですから。そういうことで、あまりそういう苦情が出ないというような話も聞いておりますので。やはり町営住宅に住まれている方が、町の世帯の1割いらっしゃるわけですから。1割ちょっと超えていますかね。ぐらいいらっしゃるわけですから。そういう方に対してね、やっぱり文化的な生活というか、それと若者を呼び込むためにもやっぱり安い家賃で、最初からお風呂は付いてありますよということは、その人口を呼び込む点でもですね、町長、効果はあるのではないかというふうに私は思いますので、ぜひご検討をいただきたいと思います。

それとLED照明のことですけれども。ちょっと話が関連でお聞きするんですけれども。平成27年度から、町長公約でずっとLED化しましたね。そして町の中がLED化になったわけですけれども。水巻町の街灯は5球しか付いていないんですね。LEDがですね。ところどころ10球付いているところもあるのかなと思うんですけど。

北九州市の、私なんか高尾から上がって日吉台を越えるということが、また逆もあるんですけど。やっぱり、日吉台に入ると急に明るいですね、10球で。それで高尾は入ると5球しかない。今後付けていくときにですね、10球を付けていただきたいというふうに思っております。どのくらいの金額の差があるのかわかりませんが、当初から何で10球にしてくれなかったのかということ、私は窓口についてお尋ねしたこともあります。ぜひ今後はですね、10球で明るくしていただきたいと思います。なかなか5球付いているところでは暗いから、増やしてくれという声も聞いております。その点についてちょっと答弁いただけますか。

議 長（白石雄二）

北村課長。

建設課長（北村賢也）

岡田議員のご質問にお答えいたします。当初町のほうで蛍光灯からLED照明に換えたんですけれども、今、LED照明5ワットという一番小さなもの付けております。照度的には当初使っておりました蛍光灯と同じ、同等程度の明るさということで、現在の機種を選定しております。防犯灯につきましては、当初LEDの話がありましたけれども、あまり明るすぎてもですね、要は明るい所と暗い所の差が出すぎますので、それも危険ということで。防犯灯というのは、あくまでも全くない暗がりの中で、少し人の影が見えるぐらいの明るさ、これが適当と言われておりますので。あまり刺激的な明るさであればですね、ちょっとそれはそれで暗い所と明るい所とかなり差が出るということもございますので、現在は5ワットタイプの防犯灯を付けております。この防犯灯については、特に私たちのほうには暗いとかいう、まあ新しく付けてほしいという要望はきていますけれども、これが暗いから明るい機種に換えてくださいという要望は、現在のところきておりません。このLED照明は寿命が約15年ほどありますので、一斉に取り換えの時期がまいります。そのときになると、またいろいろ技術的に進んで

いることもあるかと思しますので、また照度については検討いたしたいというふうに思います。以上でございます。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

5 番（岡田選子）

是非ですね、なかなか、街灯をもっと付けてほしいという要望は、あがっていると思います。窓口にそうやっていったら、車のライトがあるからいいじゃないかと言った職員がいるとうことですので。是非ですね、それと、街灯の要望はもう受け付けていません、と言った方もいらっしやると聞いております。ですから、しっかり町民のみなさんからあがってきた要望について、もう少し誠意をもって答えていただきたいと思しますので、それも言うておきます。

それとトイレの施設の件ですけれども、水巻駅の南口がね、きれいにしていただけるということで、それもわかりました。それで、是非ですね、駅のトイレはやはりどうしても利用せざるを得ないという場合があるときに、高齢者の方が、使いづらいというものであってはいけないと思うんですね。やっぱりトイレは優しいっていうか、弱者に優しいものでないんですね。役場のトイレもほんとに立派になりましたので。やはり外で町民のみなさん、また、町外のみなさんが使われるトイレが、気持ちいいものであることは、水巻のアピールにもなると思しますので。この件はですね、来年度予算に入るのかどうかちょっとわかりませんが、きちんとこれは計画的に進めていただきたいということをお願いしておきます。

それと役場の役職者の半数を女性にするという、ほんとにびっくりするような題名が付いておまして。これ当初、これを出すつもりじゃございませんでした。ちょっとこちらの、私の都合で、こういうふうになってしまったわけですが。役場の役職者を増やしてほしいということなんです。それでここに町長答弁に書かれてありますが、私がこういうような質問をさせていただいた目的というのは、当然ご存知だと思いますけど、男女共同参画、水巻町で第3次、そして県では第4次というのが出ております。それでその中で平成27年ですか、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律というのが出ましたね。これに基づいての質問だったわけなんです。ですから、町長がここの答弁に書いてあるように、数字がすべてであると思いませんとか、目標値をただ達成することだけに固執をするべきではないとか。そういうことを言っているわけじゃないんです。女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づいてですね、町がね、どう取り組むかということ、今のままでいいんですかということ、私は言いたかったわけなんです。その具体策をお聞きしたかったわけなんです。

それで町がですね、この間、数字も出していただいたんですけども、今、課長職が19人のうち女性が3名です。女性の比率は15.8パーセントですね。で、課長補佐が12人のうちの女性は4人で、33.3パーセント。係長は29人いる中に女性は8人、27.6パーセントです。それで合計しますと60人中の課長、課長補佐、係長という管理職の60人のうち15人が女性で25パーセントということになっているわけですね。それが第3次水巻男女共同参画のこのプランにも書かれてありまして、25パーセントで目標値も25パーセントなんです。それで25パーセ

ントという数は、まあ福岡県とか全国的にも低い数字ではありません。それは。ですけれども、こういう法律さえ出てですね、女性の活躍を推進しようということが出て、行動計画等も示されて、その行動計画の一番最初にはですね、女性の採用比率とか、勤続年数の男女差、労働時間の状況、女性管理職比率、こういうことについてね、具体的にやっていきたいと思いますということが、もう法律で示されているわけです。実態をまず掴んで、女性をもっと活躍させるために、それぞれ努力しましょうということが法律の中でも述べられているわけです。それで、各自治体や企業にそういうことが、300人以上の企業には義務付けられているわけですね。それで水巻町もそれに基づいてこの3ページに、本計画は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6号第2項に規定する市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画として位置づけますと。だから、水巻町も位置づけているわけですよ。法律に基づいて。

ですから、町として今後それを25パーセントになっているので私はちょっと驚いて、そのままだなと思ったんですけども。もう少しやっぱり今の係長の数にしてもですね、25パーセントでいいのかと、係長、管理職でですね。25パーセントのままでいいんですかということで、役場の中でどうやって何から取り組みますかということだったんです。先ほど男性の育児休業のこととかも言われておりましたけれども。しっかりそこを職員の研修というか、そういうこととか、具体的にね、この法律を推進していき、第3次プランに実行していくためにね、町として何をどう進めていくかということをやっと具体的に、今頑張っていること、今後頑張らないといけないと思っていることをお示しいただけたらと思います。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

今、岡田議員が言われたことですが、毎年、ふくおか県翼の会という会が来られて、この男女共同参画の進捗状況等を、年に1回チェックをされているわけですが、その中でもいろいろ議論があります。そういう中で、まあ水巻よくやっているということであります。そして私としてもですね、ただ単に女性を管理職にする、ただこうするというだけでは、女性も管理職になって精神的に追い込まれて精神を病むと、そういうケースもいろいろあるわけです。男性もそうですけれど。だから一概に男女共同参画の中で半分にせいとか、もっと増やせとかですね。今の水巻の過去からの女性の登用それから男性の登用。今年も男性1人、女性1人の採用を今しております。順次、全体的な段階をあまりつくらないように、毎年年齢的にずっとある年数だけ中膨れするようなことを、なくすようにしていますし、男だから採る、女だから採る、そういうことじゃなくて、採用のときには、ある程度の能力、試験、それからミーティング等々を踏まえてやっております。だから、ことさら逆に男女共同参画ということで、私としては、男性だから採る、女性だから採らないということではなくて、能力で採っているわけです。結果として、今女性の職員にしても男性の職員にしても、みなさん今、研修会にも行かせたり、いろいろ将来の管理職を勉強させております。そして各課を回して。たまたま、今の時代に男

女がどうだこうだと言われますけれど、もう男も女も含めて、やっぱり能力でいくという時代やないですかね。

トイレも赤とブルーじゃいけないと。岡田議員がこのあいだ小学校の色のこと言われましたけれど。小さいときから男も女もないということであれば、ここであえて男だから女を半分に上げなければいけないとか、どういうふうに努力していくんですかと。そういうことじゃないと思うんですよ。

やはり私たちもこの、やっぱり町民のために組織として 150 名の職員が頑張っている環境をつくる。風通しをよくする。そして組合とも話をしていく。そういうことを積み上げて私のほうとしては。その結果として逆に女性が多くなって、男性が少なくなるかもわかりません。そういうこともあると思う。まあ今、現状は女性が 25 パーセントという目標だということで、どうなんだということではありますが。たまたまそういうことであって、これからはもう男も女も能力、そしてリーダー、またそういう研修も受けてもらわないといけないと思っておりますが。私としては 150 名の職員が気持ちよく一生懸命町民のために奉仕をするという環境、そして本人の努力ですね。そういうことが、私は男女共同参画の中で、ことさら女性の比率をあげろとか、いろいろ言われますけれど。やっぱり目標は目標でいいですけど、現実の問題も捉えていかないと。ただ、女性だけをどんどん管理職にしていって、アンバランスな内容になっても、中身が一番だと思っておりますので、そういうことを見ながら、男とか女じゃなくて能力でみなさんにいろんな経験をしていただきながら、将来の水巻を、管理職になっていただきたいというふうに考えております。以上です。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

5 番（岡田選子）

ですからね、女性がしっかり能力を発揮できるようにするためにはですよ、何が必要かということですよ。男性と同じにならないでしょ。出産もあり、育児もあり、Mカーブ、なっているわけですよ。だから今、この女性のあえて働く場における女性の活躍推進ということで、国あげて取り組まないと、これからの人口減少に向かっても、女性の力が大事ですよということで、男女共同参画が始まったんじゃないんですか。

議 長（白石雄二）

はい。

5 番（岡田選子）

いや、ちょっと待ってください。

だから、町長はそこが根底にあるんですよ。同じで男性が育児休暇で出産してくれたらいいですよ。できないでしょ。だから、リスクを負っているわけですよ、女性は。能力発揮したくても。だからそこにはあえて女性がしっかり能力を発揮できるように、フォローも要るし男性

の理解も要るし、あえて女性を引き上げるような努力をしないと、女性は活躍できませんよという議論じゃないんですか、ここは。そういうことを言いたいんですが。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

だからですよ。だから女性がお産のとき、産休、産前産後きちっとフォローして、別に女性にハンディを負うような今、水巻じゃありません。今何人か産休で休んでいる方もおられます。きちっと子育てに集中していただき、そして現場復帰を待っております。そして、その方たちも活躍していただくという水巻でありますので。

今、岡田議員が言うハンディとか、確かに男性が子ども産むわけではありません。しかしながら、それを今、クリアしていくために産前産後、それから子育てするときに、遅く来れるような、いろいろなかたちで行政も、私たちも女性に対しては、そういう、昔に比べたら恵まれた環境に今やっております。

だから、そこに女性と男性の差が云々ということはないと思います。女性がそれじゃあ産後から復帰して何かハンディをですね、不当な扱いをしてやっているとか、そういうことはないと思いますので。私は今、この水巻においては、少なくとも女性の環境も、きちっと子育てしていただいて、そして復帰していただいて。窓口は広げて待っていますし、早く復帰していただきたいなという職員もおります。

そういうことですね、そんなに今いう、今の水巻が男性社会で女性の登用を云々ということじゃないと、私は思っております。この6年間見て女性の方も随分活躍していただいておりますし、また、若い職員とも話す機会もあります。また組合とも話す機会がありますが、みんなのびのびと職場においてはされておりますので。根底に云々ということであれば、基本的に今、現実に150名の職員が、水巻の将来、それから町民のみなさんのためにですね、毎日ある程度家庭を持ちながら、先ほど休みの話も出ましたが、土日を利用して休みを金曜日から月曜日にとったりですね。そして職場でそこをみんなで認め合って、リフレッシュして、有休もとれるような状況ですね。ただ、職場によっては残業で、ちょっと働き方改革しないといけないなというところもあります。今、全体的に見てですね、私はこの男女共同参画、ふくおか県翼の会の方が来ても言うんですけれど、やはり目標は目標でいいんですけど、現実そういう考え方、そういう認識で町を動かしているかどうかということやないかと思っております。

だから、私としては女性の管理職、あるいは若い職員の方たちにも元気で明るく、そして町民のみなさんのために頑張って働いていただきたいということです。以上です。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

5 番（岡田選子）

町長がそんなに自信をもってやられているので、今後ともこの 25 パーセントは下らないということで、進めていただきたいと思います。ですね。そうでなければ、決めた意味がありません。ここに書いてありますように、役場における女性の役職登用の推進ということで、参画プランの 13 番に書いてありますよね。女性職員の管理職、係長への登用を積極的に進めますと。積極的にですよ。ここをきっちり、これ以上ですね。あ、いいです。まだ質問します。

それと男性の育児休暇は先ほどの水清会の質問にもありましたように、男性の育児休暇が 12.4 パーセント、国は 13 パーセントを求めていると。女性はそれに比べて 98.5 パーセント取っていると。ここ歴然ですよ、育児休暇。男性が育児休暇取ってくれたら、女性は育児休暇取らずに職場に戻れるんですよ。だからこういうこともですね、やはり町がリーダーシップをとって進めていくという立場に町長が立つかどうかということも、お聞きしたいと思います。

で、是非ですね、それともうひとつ、総務財政委員会では、出て来られる課長さんみなさん男性なんです。そこも一步推進していただきたいと思います。人事のときにですね。先ほど冒頭質問いたしましたように、女性のいないところはね、町の政策会議も女性が入っているかどうか、入ってないように伺っていますけれど。やはり決定するまではですね、きっちり女性を何割かは入れるという目標を持って進めていただきたいということをお願いしますが、いかがでしょうか。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

先ほども何回も言いますけれど、25 パーセントを切ったらいかんとか、女性の比率がおかしいんじゃないとか、そういうことやないと思うんですよ。先ほど何回も言うように、なるべく目標は目標としても、やはりその能力ですね。能力がないで、管理職にあげられあげれといっても、だめではないですか。

[「いやいや、そんなこと言ってないですよ。」と発言する者あり。]

だから、やっぱり適材適所という言葉もありますし、何も男性を云々と、女性を云々という分け隔てはしておりません。みんな評価をしているんですよ。管理職は。ですね。評価をして、そしてやっぱりある程度職員の人管理職に意見を言ったりやっているし。一概にですね、さも総務財政委員会に女性がいないとか、そういう問題じゃなく。政策会議にしても、人事協議会にも女性は町として配慮をして、両方に入っております。だから、穿った見方で政策会議に女性は入ってないだろうと、どなたが言ったか知りませんけれど。そんな推測でこの本会議場では言ってほしくないんですよ。既成概念でこうだろうじゃなくて、今、これだけですね、政策会議であろうが何であろうが、女性も入れておりますし、補助金審査委員会にしてもそうです。ただ、たまたま総務財政委員会役職に女性が管理職がいなかったというだけであって

ね。

だから私が何回もさっきから言いようやないですか。総務財政委員会に女性を、そこでわざわざ作らないけんということじゃなくて、やっぱりみんなそれぞれの向いたところで、管理職になった時に、私たちも福祉には吉田課長に是非なっていたきたいと。そしてこの福祉をもっともっと引き上げてほしいと。そういうやっぱり町のためを考えて、ただ比率だけを考えて云々じゃなくて、みんなのためにどうしたら一番その人が能力、町民のために働いて発揮してもらえるかと、そこが管理職ですよ。

そして若い職員は何回も大野城に研修に研修受けに行ったりして、ちゃんと職員育てています。男性職員であれ女性職員であれ。派遣においても女性の職員も派遣に行ってもらったり、男性の職員にも東峰村とか行ってもらっています。そういうことで全体をこれだけ風通しをよくして、今、職員の教育あるいは管理職のみなさんも頑張っていたらいいと。私はそういうふうにも今思っておりますし、岡田議員が言われますけれど、総務財政委員会に女性がいない、管理職がいない、それを作れと、そういうことじゃないと思うんですよ。逆やないんですかね。私はたまたまそのときに、文厚には女性の管理職がいますよ。しかし、たまたまそういうことであって、それをわざわざ総務財政委員会に女性の管理職、担当課を変えていくと。それは少し岡田議員、横暴やないんですかね。

やはり私は謙虚にですね、みなさんが働きやすく、女性であれ男性であれ頑張っていく。私自身も含め、そうですけれど。そういう気持ちでやっておりますので、男だから女だからというようなことはありません。以上です。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

5 番（岡田選子）

いや、町長がもう少し勉強していただかないと、と思います。あのですね、女性をあえて引き上げる努力をしないといけないんですよ。そういう努力をみなさんしてくださいというのがこの法律じゃないんですか。だからここに書いているでしょ。女性職員の管理職、係長への登用を積極的に進めますと。だから町長答弁はね、これに基づいて女性が働きやすいように、男性の研修もしっかりして、女性の能力がしっかり発揮できるように、管理職にたくさん登用できるように役場はバックアップもし、それに努めますという答弁が要るんですよ。女性だからとか、わざわざとか、そういう問題じゃない。わざわざ能力のないものを引き上げるじゃなくて、能力が発揮できるように町長はしっかり根底と男性職員の、男性も女性もですけど、研修もしっかり行い、そして総務財政委員会に女性がいないという現実があったなら、やっぱりそこに女性職員が、課長が入ってこれるような体制づくりをやるということがね。それでいいと思ってしまったらだめですよ。なんで総務財政委員会に女性がいないんですか、じゃあ。おかしいでしょ。どうして文厚委員会にだけ女性は3名いて、こっちはこうなんですか。そこで男女差はないはずでしょ。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

男女差がないからたまたまそうなったわけですよ。たまたま担当課長の女性と男性が文厚にたまたま入っただけで、総財には女性がいなかったというだけじゃないですか。何も区別して文厚に皆、女性を固めた、総財に女性を入れないと、そんなことはひとつもありません。たまたま、その担当課の――。

[「そのたまたまを問題視しなきゃいけない。」と発言する者あり。]

それから法律法律と盾にとられますけれど、法律はあくまでも法律であって、それは基本的な考えでしょうけれど、それをどう活かすかというのは、私たちの考えでありますので。法律だからあなたの考えおかしいよ、これを引き上げてこうだと。だからさっきから言いようやないですか。研修をさせたり、若い職員、男女問わずですね。やっているわけですよ。何もやってないなら、岡田議員が言われることもわからんでもないんですけど。全部職員の底上げで研修をさせたり、きちっと成長して帰ってきていますよ。

だから私はそういうことが男性職員であれ、女性職員でもみんな同じようにやっているということと、総財に女性の管理職がない、それは私は関係ないと思うんですよ。たまたまそういう総財に担当する課長がいなかったということであって、文厚にだけ3人おるじゃないかと。そんなことはおかしいと思いますよ。以上です。

議 長（白石雄二）

以上で2番、日本共産党の一般質問を終わります。これもちまして、本日の一般質問を終わります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午後 00 時 16 分 散会